

令和8年6月15日
京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部
子ども家庭支援課

ひとり親家庭における養育費の取決め等を支援する 「養育費確保等支援事業」の実施

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のためには、養育費の確保は非常に重要な要素の一つです。

そのため、京都市では、ひとり親家庭が養育費を受け取ることができるよう、養育費の取決めや履行確保に必要な費用を補助する制度「京都市養育費確保等支援事業」を創設し、京都市のひとり親家庭支援の更なる充実を図ります。

● 事業概要

- ・ 養育費の取決めに係る費用補助
養育費に係る債務名義（公正証書※、判決書、調停調書、審判書等）の作成に要した費用を補助します（上限3万円）。
（※）「強制執行認諾条項付き」に限る。
- ・ 養育費の履行確保に係る費用補助
保証会社との間で養育費保証契約を締結する際に必要となる初回保証料の費用を補助します（上限5万円）。
- ・ 同行支援
京都市ひとり親家庭支援センター（ゆめあす）の支援員による、家庭裁判所や行政窓口等への同行支援を実施します（事前予約制）。

● 補助対象者

交付申請時に、京都市内に居住するひとり親家庭等（配偶者のない者であって、かつ児童を養育している者等をいう。）であって、次の受給要件のすべてを満たす者としません。

- ・ 養育費の支払いに関する債務名義を有していること。
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童と生計を同一にしていること。
- ・ 養育費の取決めに係る経費を負担していること。
- ・ 過去に同様の補助金を交付されていない、又は交付される予定がないこと。

※ 同行支援については、申出時において京都市内に居住するひとり親家庭等であって、養育費の取決めの対象となる児童と現に生計を同一にしている方を対象とします。

● 相談・申請窓口 京都市ひとり親家庭支援センター（ゆめあす）

<京都市ひとり親家庭支援センター（ゆめあす）へのアクセス>

〒606-0846 京都市左京区下鴨北野々神町 26 番地（北山ふれあいセンター内）

- ・ 駐車場はありません（駐輪場はあります。）
- ・ 市バス4番・北8『野々神町』すぐ
- ・ 市営地下鉄『北山』駅下車 東へ徒歩5分
- ・ 市営地下鉄『松ヶ崎』駅下車 西へ徒歩5分



<申請方法>

必要書類※を御持参のうえ、申請窓口にて御提出ください。

(※) 御利用する補助金及び支援によって必要書類が異なるため、詳細は京都市情報館の養育費確保等支援事業のページを御確認ください。



<申請期限>

公正証書等を作成した日が含まれる年度の翌年度の4月20日

<京都市ひとり親家庭支援センター（ゆめあす）について>

ひとり親家庭等を対象とした各種相談や就業支援講習会（就職準備セミナー・パソコン講座）の開催、ひとり親家庭同士の交流や情報交換を行う事業の実施など、自立や就労に向け、ひとり親家庭等を総合的に支援する拠点施設です。

子どもとの面会、養育費、慰謝料及び親権などの法律に関する問題に対応するための、女性弁護士による助言も行っています。

- ・ 女性弁護士による無料法律相談について

【対象者】京都市内に居住しているひとり親家庭等

【相談日】毎月2回（第1・3月曜日）

【相談時間】午後1時～5時 おひとり30分

【相談受付】電話（075-708-7750）による予約が必要です。



<本事業に関するお問合せ先>

京都市ひとり親家庭支援センター（ゆめあす）

電話：075-708-7750

<報道機関からのお問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：075-222-3939

